



建設ユニオン

入院したときの補償

1日13,000円



(45歳未満組合員の場合、入院時の国保の傷病手当金+組合共済傷病見舞金を合わせて)



東建国保の補助制度

〈組合の集団健診〉

健診内容により最高11,000円を補助。

〈人間ドック〉

東建国保の指定医療機関で自己負担15,000円で受診できます。

〈保養施設利用補助〉

東建国保が契約している保養施設(契約旅館)を組合員・家族が利用される場合、被保険者1人につき3,000円が補助されます。詳しくは支部事務所窓口まで。

〈インフルエンザ予防接種補助〉

被保険者(接種時に65歳未満)1人につき、2,000円を上限に年度中1回補助。

〈東京ディズニーリゾート® 利用補助〉

東建国保の被保険者がディズニーランド・ディズニーシーを利用する際、1,500円の利用券があります。

〈出産育児一時金直接払い制度〉

医療機関の同意を事前に受けた上で、出産育児一時金を直接病院に支払う制度があります。

東建国保の主な給付内容

名目	内容	請求時に必要な書類
傷病手当金 (組合員本人のみ)	病院入院期間1日5,000円 ×最高120日間 (加入後6ヶ月経過した組合員が対象)	組合にある所定の用紙に医師の証明をもらい、組合に提出します(印鑑持参)。用紙は請求すれば郵送もします。
出産手当金 (組合員本人のみ)	1日5,000円× 産前42日、産後56日まで (加入後1年経過した組合員が対象)	
出産育児一時金 (本人・家族とも)	一児につき420,000円	①印鑑と保険証 ②新生児が記載された住民票など
葬祭費	本人・家族は80,000円	①印鑑と保険証 ②所定の用紙(葬祭費申請書)に医師の証明、または死亡診断書(写しでも可)、または住民票除票 ③葬儀の領収書など
償還払い制度	組合員本人 入院時・通院時は月単位1レセプト17,500円を超えた分を償還します。	後日国保組合から通知が行きます。尚、同意書提出済みの方は、後日、ゆうちょ銀行口座への振り込みになります。

組合国保加入条件と加入手続き

- **組合国保に加入する条件は?**
建設産業に従事している労働者、職人、事業主であれば、加入できます。
- **組合国保に加入する手続は?**
 - ① 家族全員の名前が記載された住民票(省略住民票ではなく、世帯主・続柄等が記載されたもの)1通と印鑑。16歳以上の扶養家族で学生の場合は「在学証明書」等が必要です。また、25歳以上の成人男性の家族で障害者手帳を持っている場合は、障害者手帳の写しが必要です。
 - ② 職種確認のため、事業主・一人親方(「職業」欄にある所得税の確定申告書一式の控(1表・2表と内訳書等)、労災保険加入証明書等)、従業員(法人…健保適用除外承認、個人…源泉徴収票、確定申告書(給与所得)の控(1表・2表)と雇用証明書)、外注従業員(確定申告書(給与所得)の控(1表・2表)、外注証明書)
 - ③ 同意書(振込先ゆうちょ銀行口座届兼同意書)。
※マイナンバーの記載と本人確認が必要となるため、加入する家族全員のマイナンバーが分かるもの(通知カード、個人番号カードのいずれか)と申請者の身元確認書類(運転免許証など)をご用意ください。
- **しめきりと保険証の発行**
毎月20日しめきりで、翌月1日(保険証が発行される日)から資格が発効します。

東建国保の保険料

年齢	健康保険料(月額)				介護保険料
	法人事業主	個人事業主	一人親方	従業員・外注従業員	
15～24歳	23,500円	20,100円	12,300円	12,300円	—
25～29歳	27,000円	23,600円	15,800円	15,800円	—
30～34歳	29,700円	26,300円	22,200円	18,500円	—
35～44歳	31,000円	27,600円	23,500円	19,800円	3,000円
45～54歳	31,100円	27,700円	23,600円	19,900円	3,000円
55～64歳	31,500円	28,100円	24,000円	20,300円	3,000円
65～74歳	31,500円	28,100円	24,000円	20,300円	—

※就労別により法人事業主11,800円、個人事業主8,400円、一人親方4,300円(30歳未満600円)、従業員600円の加算を含む。

- ※家族分
家族(乳幼児・成人男性以外)一人につき5,200円
乳幼児(小学校就学前まで)一人につき1,400円
成人男性(25歳から60歳未満、学生・障がい者を除く)一人につき12,300円
- ※「成人男性」、「家族」、「乳幼児」の順で一世帯5人まで徴収
※都外居住者の加入は1人1,300円加算。
- ※介護保険料の徴収は本人・家族共40歳から64歳まで。
- ※後期高齢者支援金として、組合員・成人男性家族3,000円・家族(成人男性、乳幼児を除く)2,300円が月額保険料に含まれています。しかし、家族人数が5人を超えた場合は、後期高齢者支援金が別途に徴収となります。